

2020年4月28日(火)

第6回戦術委員会報告(概略)

1. 報告事項

(1) 安定協会制度専門小委員会について

- ① 新型コロナウイルス感染拡大の関係から、4月23日開催を予定していたが、労使委員長に一任し、22日にヒヤリングを受け、内容を確認し了承した。
- ② 新規登録、新規裁定請求、支給期間変更対象者等について確認した。4月1日より制度改定が行われ、事務処理を行った。

(2) ONE 関係の中央事前協議について

4月24日開催した、労使政策委員と中央事前協議委員合同による事前協議会の結果、3月27日開催の協議において、寄港地変更による雇用問題を起こさない措置が取られたことが確認されたことから了承した。

2. 検討事項

4月24日に新型コロナウイルス対策、20春闘に関する労使協議を行った

(1) 新型コロナウイルス対策について

- ① 各単組、地区港湾、組合員から、4月27日までに10地区、100を超える職場から200余件のコロナ禍に対する要望が寄せられている。この切実な声を受け止め、躊躇なく休める環境と「補償」を求めた。具体的には、残業代を含む、前3ヶ月の平均賃金を求めた。また、国に対して労使で職場の負託を求めることとした。
- ② 日港協は、組合の「補償」の要求は理解できる。現段階では「雇調金」の制度活用し、休業補償できるよう研究している。日常の予防対策は各社全力を挙げている。日常作業を含め、現場に即したコロナ禍対策マニュアルを作成すべく検討していくとした。
- ③ 組合側の「補償」の考え方は、公的制度に不足する部分の「補償措置」とすることを共通認識とする。労使双方で行政への働き方を進めることを確認した。

(2) 20春闘について

- ① 交渉方法は工夫しながら協議し、「文書回答」を示すことを提案した。産別交渉が進まなければ、個別賃上げも進まない。2014年協定の週休二日制の環境づくりを求めた。
- ② 日港協は、文書回答を含めた交渉方法は検討するとし、今後どうするかは事務局間で調整することを確認した。
- ③ 戦術委員会では、産別、個別とも5月中の解決を目指すことを確認した。

以上